

平成 年 月 日

保護者様

(年 組 番 氏名)

京都市立堀川高等学校
校長 恩田 徹

「インフルエンザによる出席停止」のお知らせ

お子様は、「インフルエンザ」で静養中ですが、この病気にかかった場合、「学校保健安全法」により「出席停止」となります。登校については医師の指導に従い十分休養後登校するようご指導下さい。

本来、「学校保健安全法」に定められている学校感染症にかかり回復して登校する場合には、医師の許可・証明を得ていただいております。しかし、2009年にインフルエンザが流行した際、多くの人が医療機関を受診し医療体制の確保が難しくなったことから、厚生労働省は医師の治癒証明書は不要としました。

そこで、インフルエンザに関しましては、登校される際に保護者の方で下の「学校への報告書」にご記入いただきご提出くださいますようお願いいたします。

*生徒さんへ この報告書を登校初日に保健室に提出してから、授業に出るようにしてください

*** 学校保健安全法施行規則ではインフルエンザの出席停止期間は、「発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあつては3日)を経過するまで」となっています。**

(鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)

キリトリ

学校への報告書

年 組 番 氏 名 ()

| | |
|---------------|---------------------------|
| 病 名 | |
| 登校してはいけない期間 | 月 日 () 曜日から 月 日 () 曜日まで |
| 学校への連絡、注意事項など | |

平成 年 月 日 医療機関名または医師名 ()

保護者名 () 印